

# 第21期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

- 事業報告
  - 「主要な営業所」
  - 「従業員の状況」
  - 「主要な借入先の状況」
  - 「株式の状況」
  - 「新株予約権等の状況」
  - 「会計監査人の状況」
  - 「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
  - 「会社の支配に関する基本方針」
- 計算書類
  - 「株主資本等変動計算書」
  - 「個別注記表」

第21期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

## タメニー株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたしております。

## 主要な営業所（2025年3月31日現在）

本社	東京都品川区
事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新宿オフィス（東京都渋谷区、※1）</li> <li>2. 品川オフィス（東京都品川区、※2）</li> </ol>
店舗	<ul style="list-style-type: none"> <li>●パートナーエージェント・パーティー事業併設店舗 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 札幌店（北海道札幌市中央区）</li> <li>2. 仙台店（宮城県仙台市青葉区）</li> <li>3. 高崎店（群馬県高崎市）</li> <li>4. 大宮店（埼玉県さいたま市大宮区）</li> <li>5. 上野店（東京都台東区）</li> <li>6. 船橋店（千葉県船橋市）</li> <li>7. 横浜店（神奈川県横浜市西区）</li> <li>8. 静岡店（静岡県静岡市葵区）</li> <li>9. 京都店（京都府京都市下京区）</li> <li>10. 神戸店（兵庫県神戸市中央区）</li> <li>11. 福岡店（福岡県福岡市中央区）</li> </ol> </li> <li>●パートナーエージェント専用店舗 <ol style="list-style-type: none"> <li>12. 池袋店（東京都豊島区）</li> <li>13. 新宿店（東京都新宿区）</li> <li>14. 名古屋店（愛知県名古屋市中村区）</li> </ol> </li> <li>●パートナーエージェント・パーティー事業・保険クリニック併設店舗 <ol style="list-style-type: none"> <li>15. 銀座店（東京都千代田区）</li> </ol> </li> <li>●パートナーエージェント・ウェディング・保険クリニック併設店舗 <ol style="list-style-type: none"> <li>16. 梅田店（大阪府大阪市北区）</li> </ol> </li> <li>●ウェディング専門店舗 <ol style="list-style-type: none"> <li>17. 新宿ショールーム（東京都新宿区）</li> <li>18. 名古屋ショールーム（愛知県名古屋市中村区）</li> </ol> </li> <li>●studio LUMINOUS専用店舗 <ol style="list-style-type: none"> <li>19. LUMINOUS銀座（東京都中央区）</li> <li>20. LUMINOUS渋谷（東京都渋谷区）</li> <li>21. LUMINOUS天神（福岡県福岡市中央区）</li> <li>22. LUMINOUSお台場（東京都江東区）</li> <li>23. LUMINOUS名古屋（愛知県名古屋市中村区）</li> <li>24. LUMINOUS大阪（大阪府大阪市中央区）</li> </ol> </li> </ul>

※1 主にウェディング事業全体の企画及び管理を担当する事務所であります。

※2 主に地方創生分野の企画及び管理を担当する事務所であります。

### 従業員の状況（2025年3月31日現在）

セグメントの名称	従業員数	前事業年度末比増減
婚活事業	140 (12) 名	2名減 (1名増)
カジュアルウェディング事業	101 (19) 名	11名増 (4名増)
地方創生／ＱＯＬ事業	14 (37) 名	0名増 (25名増)
報告セグメント計	255 (68) 名	9名増 (30名増)
全社（共通）	43 (2) 名	1名減 (増減なし)
合計	298 (70) 名	8名増 (30名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート及びアルバイト社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定セグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

### 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,069百万円
株式会社商工組合中央金庫	752百万円
株式会社三井住友銀行	589百万円
株式会社日本政策金融公庫	260百万円
株式会社横浜銀行	254百万円
株式会社きらぼし銀行	113百万円
株式会社北陸銀行	107百万円
株式会社千葉銀行	107百万円

## 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 26,328,700株
- (3) 株主数 6,071名

(注) 1. 2024年6月19日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より14,720,000株増加し、50,000,000株となっております。

2. 発行済株式の総数が前事業年度に比べ63,600株増加しておりますが、これは、新株予約権の行使によるものであります。

### (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 I B J	3,972,500株	15.09%
佐 藤 茂	3,241,000株	12.31%
株式会社 T M S ホールディングス	1,803,000株	6.85%
株式会社 フォーシスアンドカンパニー	1,595,700株	6.06%
株 式 会 社 ト ー テ ム	1,300,000株	4.94%
楽 天 証 券 株 式 会 社	872,300株	3.31%
東 拓 観 光 有 限 会 社	450,000株	1.71%
小 林 正 樹	441,000株	1.67%
山 河 企 画 有 限 会 社	410,000株	1.56%
高 梨 雄 一 朗	398,500株	1.51%

(注) 持株比率は、自己株式129株を控除して計算しております。なお、タメニー株式会社従業員持株会が所有する株主名簿上の当社株式258,900株については、自己株式には含めておりません。

## 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として  
交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
  
- (2) 当事業年度中に当社従業員に対し職務執行の対価として交付した新株予約  
権の状況  
該当事項はありません。
  
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会にて協議の上、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

### (1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び従業員は、企業倫理規程に基づいて、高い倫理感と良心をもって職務遂行にあたり、法令、定款及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとします。
- ②コンプライアンス体制の構築・維持については、代表取締役社長の命を受けた内部監査室が、内部監査規程に基づき、取締役及び従業員の職務の執行に関する状況把握、監視、対応を定期的に行い、代表取締役社長に報告するものとします。なお、法令遵守に関する社内教育・研修は総務部門と連携して行うものとし、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、取締役及び従業員に対し、コンプライアンスに関する研修を行うことによりコンプライアンスに対する知識を高め、コンプライアンス意識を醸成するものとします。
- ③内部通報規程に基づき、法令違反、社内諸規程上疑義のある行為等についてその情報を直接提供することができる内部通報窓口を設置し、社内周知の上、運用するものとします。また、通報内容については、速やかに調査を行い、是正のための措置を講じるものとします。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的記録により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理をするものとします。なお、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとします。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理規程に基づき、当社が直面する、あるいは将来発生する可能性のあるリスクを識別し、識別したリスクに対して組織的かつ適切な対策を講じるため、リスク管理とコンプライアンスを一体で推進するリスク・コンプライアンス委員会を設置します。リスクの回避及び軽減等に必要な対策を講じるとともに、講じた対策が有効であるか定期的に評価するものとします。なお、緊急事態が発生した場合には、代表取締役社長を最高責任者とする体制をとり、早期解決に向けた対策を講じるとともに、再発防止策を策定するものとします。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、全社的に共有する事業計画を定め、各取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを

定めるものとし、その達成に向けて月次で予算管理を行い、主要な指標については、進捗管理を行うものとしします。

②定時取締役会については月1回開催し、月次決算及び業務報告を行い、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、重要な業務執行についての意思決定を行うものとしします。

**(5) 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

①子会社の業務管理のため、関係会社管理規程を制定するとともに統括的に管理を行う取締役を任命し、職務の執行にかかわる重要な事項の報告を義務付ける等、厳正な指導、監督を行うものとしします。

②子会社の損失のリスク等については、リスク管理規程に基づき、リスク管理を行うものとしします。

③子会社から毎月の業況を当社取締役会に報告させ、計画の進捗管理を行うものとしします。

④監査役並びに内部監査室は、子会社等の重要な業務運営について、法令及び定款に適合しているか、監査を実施し、その結果を報告するものとしします。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項**

内部監査室が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員の設置が必要な場合、監査役はそれを指定できるものとしします。

**(7) 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

監査役より監査業務に係る指揮命令を受けた特定の従業員は、所属長の指揮命令を受けないものとしします。また、当該従業員の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査役の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものとしします。

**(8) 取締役及び従業員並びに子会社の取締役等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制**

①監査役は、取締役会その他重要会議に出席し、必要に応じて意見を表明するものとしします。

②当社の役職員、子会社の役職員又はこれらの者から報告を受けた者は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったとき等は、監査役もしくは総務部門に報告するものとしします。

③監査役は必要に応じていつでも取締役に対し報告を求めることができるものとしします。

④当社は、当社の監査役へ報告を行った当社の役職員が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとしております。

(9) **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、当社の監査役へ報告を行った当社の役職員が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとしております。

(10) **監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、当社の監査役職務の執行に協力し、監査の実効性を担保するための費用について予算に計上し、監査役が費用の前払い又は事後の支払い等の請求をした時は、速やかに当該費用又は債務の処理をしなければならないものとしております。

(11) **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

①取締役会は、監査役が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、いつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができるようにするとともに、監査役の社内の重要な会議への出席を拒まないものとします。

②また、監査役は、内部監査室と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて会計監査人、顧問弁護士と意見交換等を実施できるものとします。

当社における上記業務の適正を確保するための体制の運用状況は、以下のとおりです。

(1)月に1回取締役会を開催し、各部門から業績に関する報告が行われるとともに、子会社の状況についても適宜報告が行われております。また、経営会議を週1回開催し、日常の業務執行の確認や協議を行っており、取締役会への付議議案についての意思決定プロセスの明確化及び透明性の確保を図っております。

(2)各監査役は取締役会に参加し、適宜意見を述べております。

(3)社外取締役は、任意で監査役会に出席することができ、情報収集、情報交換ができるようにしております。

(4)四半期に1回、取締役、監査役が出席するリスク・コンプライアンス委員会を開催し、社内におけるリスクの洗い出しやその対応方針の決定、コンプライアンスに関する状況報告と必要に応じた対策の立案や実施をしております。

(5)監査役、会計監査人及び内部監査室は定期的なミーティングを開催し、情報の交換を行っております。

(6)内部監査室は内部統制システムの運用についての重要な不備がないかモニタリングを継続的に行っております。

(7)内部監査室及び総務担当部門が中心となり、当社の各部門に対してコンプライアンス研修を実施するなど、コンプライアンスに対する意識付けを行っております。

## 会社の支配に関する基本方針

### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為（Ⅲ. 3. (1) に定義します。）であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付行為の提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付行為の提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から付託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付行為の提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

### II. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

#### 1. 企業価値向上への取組み

2026年3月期については、2024年5月に公表した「第二次中期経営計画（2025年3月期－2027年3月期）」に基づき、引き続き競争力・生産性強化、人的資本・財務資本強化、社会との共生推進に注力してまいります。とりわけ、競争力・生産性強化においては、婚活事業では営業力の強化や入会導線の整備が進捗し、過度な割引に依存しない顧客獲得が見込める状況にあり、カジュアルウェディング事業では営業力の強化やブランドの高品質化により成約状況も好調に推移しております。こうした状況を踏まえ、婚活事業及びカジュアルウェディング事業では引き続きブランド認知拡大に向け広告強化等を推進する方針です。

#### 2. コーポレート・ガバナンスの強化

##### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

企業価値の最大化を図るにあたり、各ステークホルダーとの関係強化及び経営統治・内部統制機能の充実を図ることが、当社のコーポレート・ガバナンスに対する取り組みの基本的な考え方であり、経営上の最重要項目と位置付けています。意思決定の迅速化・活性化、業務執行に対する監督機能の強化、取締役に対する経営監視機能の強化、及び内部統制システムを整備することで、会社の透明性、公正性を確保し、各ステークホルダーへの適正かつタイムリーな情報開示に努めています。

##### (2) コーポレート・ガバナンス体制

ステークホルダーの期待に応え、継続的に企業価値を高めていくために

は、経営における「執行と監督の分離」が最も効果的であると考え、当社経営陣の監督機関としての取締役会及び監査役会を設置しています。取締役会は取締役4名（うち社外取締役2名）で構成し、毎月1回以上開催し、経営の基本方針、法令により定められた事項、業務執行に関する重要事項を決定しています。また、取締役はその役割と責任を明確にするため任期を1年としています。

上記に加え、業務執行に関する重要事項の決定、重要経営事項の事前審議、情報の伝達及び共通理解、リスクに関する検討等を目的にした経営会議を設置しています。また、内部監査機能の充実を図るため各取締役、各事業部門の監査機関として代表取締役社長直属の組織である内部監査室を設置し、内部監査計画に基づき、監査を実施し、その結果は代表取締役社長に報告され、指摘事項の改善状況の確認等を行っています。内部監査については、代表取締役社長直属の組織として内部監査室を置き、内部監査規程に基づいて、また監査役会や監査法人と連携を取りながら、業務の運営が効率的、合理的に行われているかを検証、評価し、改善すべき点については改善指示を出し、その後改善の様子をモニタリングすることにより、当社の業績の改善、経営の効率化に資することを目的として、内部監査を実施しております。内部監査は、各部署に対して年1回以上行えるように監査計画を策定し、監査結果については、代表取締役社長と被監査部門に報告するとともに、業務改善に向けた助言・勧告を行っており、内部統制が有効に機能するように努めております。

監査役会は監査役3名（うち社外監査役3名）で構成し、原則毎月1回開催しています。また、監査役会で選定された常勤監査役は、取締役会のみならず、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況の監査などを行っています。この他、リスクに対して組織的かつ適切な対策を講じるため、リスク管理とコンプライアンスを一体で推進することを目的とし、代表取締役社長を委員長とする独立したリスク・コンプライアンス委員会を設置し、委員会を3カ月に1回以上開催し、リスク情報を早期に把握・共有することでリスクの顕在化の未然防止に努めています。

### (3) 内部統制システムの整備

経営の有効性及び効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、諸法規等の遵守のため、職務分掌及び内部牽制の考え方を基礎に、業務特性やリスクに応じた各種の統制を導入しています。また、これらの内容を取締役会にて、「内部統制システムに関する基本方針」として定めた上で、これに基づき、諸規程を定め、適正に運用を行っています。さらに、内部監査室主導で内部監査を実施し、所定の内部統制が有効に機能しているかを定期的に検証するとともに、絶えずその改善・強化に努めています。諸法規等の遵守に関しては、内部監査室が動向を把握し、また顧問弁護士等の外部専門家との適切なコミュニケーションにより、徹底に努めています。

### Ⅲ.基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰに記載の基本方針に沿って継続されるものであり、当社株式等の大規模買付行為を行い、又は行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社が大規模買付者との交渉の機会を確保することを目的としています。

なお、本プランの目的の詳細につきましては、「当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）の継続について」（2024年5月13日開示）に記載のとおりです。当該開示の内容は、7. 補足事項に記載のURLより閲覧できます。

#### 2. 本プランの概要

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付者が遵守すべきルールを策定するとともに、条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって、大規模買付者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程に従い、当社と利害関係のない社外取締役、社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時適切に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。なお、本プラン継続時における独立委員会の委員には、小村富士夫氏、加藤秀俊氏及び池田勉氏が就任する予定です。

#### 3. 本プランの内容

##### (1) 本プランに係る手続き

##### ①対象となる大規模買付行為

本プランは以下の(i)から(iii)までのいずれかに該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付者は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含み

ます。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。) について、保有者(金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)の株式等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ii)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人及び主幹事証券会社(以下「契約金融機関等」といいます。)、弁護士及び会計士その他のアドバイザー、並びに(iii)上記(i)及び(ii)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引(ToSTNeT-1)により当社株券等を譲り受けた者は、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる)と当社取締役会が認めたものを含みます。以下同じとします。)とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報に参照することができるものとします。)が20%以上となる買付け

- (ii) 当社が発行者である株式等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。)について、公開買付け(金融商品取引法第27条の2第6項に規定される「公開買付け」を意味するものとします。以下同じとします。)に係る株式等の株式等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。)及びその特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項に規定される「特別関係者」をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、本プランにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めのない限り同じとします。)の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- (iii) 上記(i)又は(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとします。)との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為(本文の(iii)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、本文の(iii)所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報

の提供を求めることがあります。) (ただし、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。)

## ②意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面 (以下、「意向表明書」といいます。) を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

### (i) 大規模買付者の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 代表者の役職氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 大株主又は大口出資者(所有株式又は出資割合上位10名)の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

(ii) 大規模買付者が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社の株式等の取引状況

(iii) 大規模買付者が企図する大規模買付行為の概要 (大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的 (支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等 (金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される「重要提案行為等」をいいます。) その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。) を含みます。)

## ③意向表明書をご提出いただいた場合の手続き

意向表明書をご提出いただいた場合、概ね以下の手続きに従います。

(i) 本必要情報の提供

(ii) 取締役会評価期間の設定等

(iii) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

(iv) 取締役会の決議、株主意思の確認

なお、各手続の詳細につきましては、「当社株式等の大規模買付行為への対応方針 (買収への対応方針) の継続について」(2024年5月13日開示) に記載のとおりです。当該開示の内容は、7. 補足事項に記載のURLより閲覧できます。

#### 4. 本プランを採用した理由

当社は、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断しあるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、もって企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるためには、事前に大規模買付者が遵守すべきルールを明確にし、これに反する大規模買付行為を行う大規模買付者には対抗措置を発動することを予告することが適切と考え、本プランの継続を決定いたしました。

#### 5. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえています。また、本プランは、東京証券取引所が2015年6月1日に導入し、2018年6月1日及び2021年6月11日にそれぞれ改訂された「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」及び経済産業省が2023年8月31日付で公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて」等の買収への対応方針に関する議論を踏まえつつ、透明性・流通市場への影響等も含め総合的に検討し、その結果として、本プランにより買収への対応方針を継続することが最善の選択であるとの判断に至ったものです。

##### (1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

##### (2) 事前開示・株主意思の原則

本プランは、2024年6月19日に開催された第20期定時株主総会にて、株主の皆様のご賛同を得たうえで継続するものです。また、その後の当社株主総会において当社提案に基づき本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

##### (3) 必要性・相当性確保の原則

###### ① 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

本プランに基づく大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性

を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議等に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

## ②合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

## ③デッドハンド型又はスローハンド型の対応方針ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型の対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない対応方針）ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型の対応方針（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応方針）でもありません。

## 6. 株主及び投資家の皆様への影響

### (1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。なお、大規模買付者が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。

このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様が保有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、非適格者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、所定の手続等に従い当社取締役会が対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、非適格者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、非適格者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続をとる場合には、非適格者以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続は不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法及び株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので、当該開示又は通知の内容をご確認ください。

## 7. 補足事項

- ・その他、本プランに関する詳細につきましては、「当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）の継続について」（2024年5月13日開示）に記載のとおりです。
- ・当該開示の内容は、以下のURLから閲覧することができます。  
<https://ssl4.eir-parts.net/doc/6181/tdnet/2436328/00.pdf>
- ・「会社の支配に関する基本方針」において記載した用語のうち当該開示において定義されているものは、「会社の支配に関する基本方針」においても当該開示における定義と同様の意味を有します。

## 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計
当期首残高	44,402	402	101,355	101,757
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	2,130	2,130		2,130
当期純損失 (△)				-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				-
当期変動額合計	2,130	2,130	-	2,130
当期末残高	46,532	2,532	101,355	103,887

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	3,469	3,469	△59	149,569	149,569	
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)		-		4,261	4,261	
当期純損失 (△)	△848,709	△848,709		△848,709	△848,709	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)		-		-	-	
当期変動額合計	△848,709	△848,709	-	△844,448	△844,448	
当期末残高	△845,240	△845,240	△59	△694,878	△694,878	

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### (継続企業の前提に関する注記)

当社は、新型コロナウイルスの感染拡大に起因し、2021年3月期から3年連続で営業損失を計上しました。その後、2024年3月期に営業損失は解消したものの、2025年3月期に営業損失を計上し、併せて、のれん及び一部店舗資産等に係る減損損失を計上したことから当期純損失を計上しており、2025年3月期事業年度末の純資産が△694,878千円と債務超過状態となるに至っております。また、減損損失の計上に伴い、一部の金銭消費貸借契約において、当期純利益に減価償却費を加算して求める償却前利益額で債務残高を除いて計算する債務償還年数が一定数値以下であることが財務制限条項として求められるところ、減損損失は債務償還年数の計算上、償却前利益に加算する定義となっていないことから、減損損失計上に伴い財務制限条項に抵触する結果となっております。加えて、2025年3月期事業年度末の現金及び預金残高が1,375,950千円であるのに対して同日以降1年以内に返済期日が到来する借入金残高が1,716,477千円と多額になっております。こうした状況により、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しているものと認識しております。

今後につきましては、債務超過を含む当該状況を早期に解消し、経営基盤の安定化を実現するため、以下の対応を進めてまいります。

#### ①収益構造の改革

当社は第二次中期経営計画の方針に基づき、引き続き競争力・生産性強化に注力し、売上高の拡大、原価の低減、生産性の向上を図ってまいります。具体的には、婚活事業で過度な割引に依存しない顧客獲得が見込める状況にあり、カジュアルウェディング事業では成約状況が好調に推移していることから、これらの事業ではブランド認知拡大に向けた広告強化等を推進し、顧客数の拡大を実現してまいります。また、適正利益の確保に向けた取り組みを推進し、2026年3月期については期初より婚活事業及びカジュアルウェディング事業において主要サービス価格を引き上げ、カジュアルウェディング事業において仕入れ価格の見直し等を行っております。なお、中期的には婚活事業の結婚相談所の基盤となるシステムの高度化に取り組み、結婚相談所の接客現場での顧客に対する活動支援業務（紹介文作成、お相手紹介、交際情報を含めた活動管理・書類管理等）の効率化を目指してまいります。

## ②財務基盤の安定化

当社は複数の金融機関から長短期の借入を実施しております。新型コロナウイルスの感染拡大以降、現在に至るまで、当社と取引金融機関との間において、当社財政状態の改善進捗について定期的な情報共有及び協議を実施し、これに基づいて当該借入に関する残高維持等の支援継続を当社から要請しております。今後も当面は同様の要請を都度実施することとなりますが、これまでの協議の経緯を踏まえ、当社としては、主要取引銀行からの支援が引き続き受けられる見通しであると考えております。また、さらなる財政状態の改善に向けては、今後、パートナー企業等とも協議のうえ増資の検討を進めていく方針であることから1年以内に債務超過からの回復が図れるものと考えております。

## ③財務制限条項に関する対応

財務制限条項を含む一部の金銭消費貸借契約において、債務償還年数に係る財務制限条項を2025年3月期事業年度について適用しない契約変更を借入先である金融機関と進めております。

しかしながら、上述の収益構造の改革は実施途上にあり、効果を十分に得ることができない可能性も想定されること、また、借入残高の維持及び返済の具体的な内容については各金融機関と今後も定期的な合意形成が必要となること、増資は未確定であること、財務制限条項の適用除外に関する金融機関との契約変更手続が未了であることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類等は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類等に反映しておりません。

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### イ 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ロ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、建物（建物附属設備は除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び建物附属設備 3～18年

工具、器具及び備品 2～15年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりです。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

のれん 11年～12年

#### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

#### ①婚活事業

婚活事業においては、会員に対して種別等に応じたサービスを提供することを履行義務としています。会費等については時の経過に基づき、また各種利用料については利用に応じて履行義務が充足されると判断しており、したがって会費等については契約期間等にわたって収益を認識し、各種利用料については利用状況に応じて月の収益として認識しています。

なお、取引の対価は概ね各月において履行義務の充足前に前受けする形、もしくは履行義務の充足時点から概ね2ヶ月以内に受領しています。

#### ②カジュアルウェディング事業

カジュアルウェディング事業においては、結婚式等のサービスを提供することを履行義務としています。サービスの提供を行った時点で履行義務が充足されると判断しており、したがって施行時に収益として認識しています。

なお、取引の対価は概ね各月において履行義務の充足前に前受けする形、もしくは履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に受領しています。

収益は顧客との契約において約束された対価から値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

## 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### ヘッジ会計の方法

#### イ ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理を適用しております。

#### ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金

#### ハ ヘッジ方針

将来の金利市場における変動リスクを回避する目的で実施しております。経営の安定化に寄与すると判断し取り組んでおり、投機的な取引は行わない方針です。

#### ニ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

## 6. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で定額法により償却を行っております。

### **(会計方針の変更に関する注記)**

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

## (重要な会計上の見積り)

カジュアルウェディング事業ののれん及び固定資産の減損

### ①当年度の計算書類に計上した金額

- ・有形固定資産及び無形固定資産等 603,587千円
- ・減損損失計上額 718,337千円

### ②固定資産の減損損失の認識の要否

- ・算出方法

カジュアルウェディング事業は新型コロナウイルスの感染拡大により収益が激減し、以降の収益回復も想定を下回る推移となっております。こうした状況を踏まえ、残存償却年数にわたる割引前将来キャッシュ・フローの総額とのれんの帳簿価額を比較した結果、カジュアルウェディング事業ののれんについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。また、カジュアルウェディング事業の固定資産については、資産グループ毎の割引前将来キャッシュ・フローを見積もり、資産グループの帳簿価額を超えないと判断された固定資産について減損損失を計上しております。回収可能価額の算定に用いられる割引率は、借入資本コストと自己資本コストを加重平均した資本コストによっております。なお、使用価値の算定に用いた割引率は5.06%です。

- ・主要な仮定

減損損失を認識するかどうかの判定において用いられる将来キャッシュ・フローについては、経営者が承認した事業計画をもとに算定しております。なお、将来キャッシュ・フローの見積もりには、施行数、単価並びに売上原価、人件費、広告費等のコスト、またこれらにかかる不確実性の程度の見積もりを反映させております。

- ・翌事業年度の計算書類に与える影響

減損損失の認識に当たっては、将来の収益性等を慎重に検討しておりますが、将来において経営・市場環境の変化等により将来キャッシュ・フローの見積額の前提としたカジュアルウェディング事業の事業計画における各サービス（スマ婚、2次会くん、フォトウェディング）の施行数、単価並びに売上原価、人件費、広告費等のコストに重要な未達の発生や人件費をはじめとした各種費用の想定外の上昇が発生した場合には、回収可能価額が減少し、翌事業年度における減損損失の発生により重要な影響を与える可能性があります。

### (追加情報)

該当事項はありません。

### (貸借対照表に関する注記)

#### 1. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額	200,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	200,000千円

なお、上記当座貸越契約においては、資金使途に関する審査を借入の条件としているため、必ずしも全額が借入実行されるものではありません。

#### 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(流動負債)

未払金 3,648千円

### (損益計算書に関する注記)

#### 1. 関係会社との取引高

営業取引

販売費及び一般管理費 118千円

営業取引以外の取引

営業外費用 111千円

## 2. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
本社等	ウェディング	のれん	714,546
ウェディング 名古屋店	ウェディング	建物	3,791

### (1) 資産のグルーピングの方法

当社は、報告セグメントを基礎に各事業におけるキャッシュ・フロー管理区分をグルーピングの単位としており、婚活事業はエリア別、カジュアルウェディング事業は主としてエリア別、その他事業は主としてサービス別に資産のグルーピングを行っております。なお、撤退の意思決定を行った店舗については、店舗別に資産のグルーピングを行っております。

### (2) 減損損失の認識に至った経緯

十分なキャッシュ・フローの獲得が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（718,337千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、のれん714,546千円、建物3,791千円です。

### (3) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により算出しております。

のれんの使用価値の測定に際しては、将来キャッシュ・フローを5.06%で割り引いております。

ウェディング名古屋店の建物については、回収可能価額を零として評価しております。

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期 首株式数 (株)	当事業年度増 加株式数 (株)	当事業年度減 少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	26,265,100	63,600	—	26,328,700
自己株式				
普通株式	129	—	—	129

(注) 普通株式の発行済株式数の増加63,600株はストック・オプションの行使によるものです。

2. 新株予約権、自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、運転資金及び設備投資資金について必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、一時的な余剰資金の運用については安全性の高い金融資産で運用しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金、敷金及び長期貸付金は、取引先の信用リスクに晒されております。

買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後11年です。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、売掛金、敷金及び長期貸付金について、経理部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該時価が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金 (※)	352,707	317,463	△35,243
資産計	352,707	317,463	△35,243
(2) 長期借入金 (※)	2,698,919	2,701,763	2,843
負債計	2,698,919	2,701,763	2,843

(※) 敷金には1年内回収予定の敷金を、長期借入金には1年内返済予定の長期借入金をそれぞれ含んでおります。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,375,950	—	—	—
売掛金	782,889	—	—	—
敷金	15,329	125,114	134,657	77,605
合計	2,174,169	125,114	134,657	77,605

2. 借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	705,134	—	—	—	—	—
長期借入金	1,011,342	935,858	134,874	112,568	107,836	396,440
合計	1,716,477	935,858	134,874	112,568	107,836	396,440

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	－	317,463	－	317,463
資産計	－	317,463	－	317,463
長期借入金	－	2,701,763	－	2,701,763
負債計	－	2,701,763	－	2,701,763

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 敷金

これらの時価は、将来キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

**(税効果会計に関する注記)**

繰延税金資産の発生は、減価償却超過額等であり、繰延税金負債の発生は、資産除去債務に対する除去費用です。

**(持分法損益等に関する注記)**

非連結子会社がありますが、損益及び利益剰余金からみて重要性が乏しいため、記載を省略しております。

**(関連当事者との取引に関する注記)**

(1) 親会社及び法人主要株主等  
該当事項はありません。

(2) 子会社  
該当事項はありません。

(3) 役員及び個人主要株主等  
該当事項はありません。

## (収益認識に関する注記)

### (1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	婚活事業	カジュアル ウェディング 事業	地方創生/ QOL事業	計	
婚活サービス	2,078,400	－	－	2,078,400	2,078,400
カジュアル ウェディング サービス	－	3,418,804	－	3,418,804	3,418,804
地方創生/QOL サービス	－	－	411,832	411,832	411,832
顧客との契約から 生じる収益	2,078,400	3,418,804	411,832	5,909,037	5,909,037
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への 売上高	2,078,400	3,418,804	411,832	5,909,037	5,909,037

### (2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3)当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高

契約負債は主にサービス提供前に顧客から受け取った対価であり、貸借対照表上、前受金に計上しております。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりです。

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	722,327千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	782,889千円
契約負債（期首残高）	122,962千円
契約負債（期末残高）	126,287千円

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当初の予想期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

**(1株当たり情報に関する注記)**

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | △26.39円 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 32.25円  |

**(重要な後発事象に関する注記)**

該当事項はありません。